

法人税法等の一部を改正する法律案

(法人税法の一部改正)

第一条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 市民公益法人 市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律（平成八年法律第
号）第三条第二項（定義）に規定する市民公益法人をいう。

第二条第九号中「第七号」を「第七号の二」に改める。

第四条第一項及び第七条中「公益法人等」の下に「若しくは市民公益法人」を加える。

第二十三条第一項中「若しくは公益法人等」を「、公益法人等若しくは市民公益法人」に改め、同条第
四項中「公益法人等及び」の下に「市民公益法人並びに」を加える。

第二十四条第一項中「公益法人等及び」の下に「市民公益法人並びに」を加える。

第三十七条第二項を次のように改める。

2 内国法人が各事業年度において支出した寄付金の額（前項の規定の適用を受けた寄付金の額を除く。

次項において同じ。）の合計額のうち、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に定める金額（以下この条において「損金算入限度額」という。）を超える部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等（次号に掲げるものを除く。）

次に掲げる金額の合計額の二分の一に相当する金額

イ 当該事業年度終了の時における資本等の金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額の千分の二・五に相当する金額

ロ 当該事業年度の所得の金額の百分の二・五に相当する金額

二 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本の金額又は出資金額を有しないもの 当該

事業年度の所得の金額の百分の二・五に相当する金額

三 公益法人等 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人（同法第六十

四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人で学校教育法（昭和二十一年法

律第二十六号）第八十二条の二（専修学校）に規定する専修学校を設置しているものを含む。）又は社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人当該事業年度の所得の金額の百分の五十に相当する金額（当該金額が年二百万円に満たない場合には、年二百万円）

ロ イに掲げる法人以外の公益法人等 当該事業年度の所得の金額の百分の二十七に相当する金額

四 市民公益法人 当該事業年度の所得の金額の百分の二・五に相当する金額

第三十七条第三項第二号中「設立された法人」の下に「、市民公益法人」を加える。

第三十七条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、退職給付その他の長期給付の事業を行う内国法人で政令で定めるものが、各事業年度において、その長期給付の事業から融通を受けた資金の利子として収益事業から長期給付の事業に繰入れをし、その繰り入れた金額（その金額が大蔵省令で定める金額を超える場合には、当該大蔵省令で定める金額）が当該事業年度の第二項第三号に定める金額を超えるときは、同号に定める金額は、同号の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額に相当する金額とする。

第三十七条に次の二項を加える。

11 第二項に規定する所得の金額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条第一項及び第二項中「又は」を「若しくは市民公益法人又は」に改める。

第六十八条第一項、第六十九条第六項中「公益法人等」の下に「若しくは市民公益法人」を加える。

第九十三条第二項第二号中「及び」の下に「市民公益法人並びに」を加える。

第一百二十二条第二項並びに第一百五十条の見出し及び同条第一項中「公益法人等」の下に「若しくは市民公益法人」を加える。

第一百五十条の二第一項中「公益法人等及び」の下に「市民公益法人並びに」を加える。

別表第二第一号の表学校法人の項中「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を削り、同表社会福祉法人の項中「（昭和二十六年法律第四十五号）」を削る。

第二条 法人税法の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項第四号を次のように改める。

四 市民公益法人 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該事業年度終了の時において認定公益目的法人である市民公益法人 当該事業年度の所得の金額の百分の二十七に相当する金額

ロ イに掲げる法人以外の市民公益法人 当該事業年度の所得の金額の百分の二・五に相当する金額
第三十七条第三項各号列記以外の部分中「公益法人等」の下に「又は前項第四号イに掲げる市民公益法人」を加え、同項第三号中「政令で定めるもの」の下に「（以下この号において「特定公益増進法人」という。）」を加え、「当該法人」を「当該特定公益増進法人」に改め、「の額」の下に「及び認定公益目的法人（特定公益増進法人であるものを除く。）に対する当該認定公益目的法人の主たる目的である業務に関連する寄付金であつて当該認定公益目的法人の特定口座（当該認定公益目的法人が大蔵省令で定めるところにより主たる事務所の所在地の所轄税務署長にあらかじめ届け出た郵便局（簡易郵便局を含む。）又は金融機関で政令で定めるものの口座をいう。）を通じてされたもの（前号に規定する寄付金に該当するものを除く。）の額」を加え、「に係る損金算入限度額をこえる場合には、当該損金算入限度額に相当する金額」を「の所得の金額の百分の五に相当する金額から当該事業年度に係る損金算入限度額（当該損金算入限度額が当該百分の五に相当する金額を超える場合には、当該百分の五に相当する金額）を控除し

て得た金額を超える場合には、当該控除して得た金額」に改め、同条第四項中「公益法人等が」を「公益法人等及び第二項第四号イに掲げる市民公益法人が当該事業年度において」に改め、同条第十一項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 この条において「認定公益目的法人」とは、民法第三十四条の規定により設立された法人、市民公益法人その他公益を目的とする事業を行う法人のうち次に掲げる要件を満たすものとして当該法人に係る主務官庁の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から二年を経過していないものをいう。

一 その運営組織が適正であること。

二 その理事、監事その他これらの方に準ずる者（以下この項において「理事等」という。）、社員、設立者若しくは当該法人に寄付をした者又はこれらの者と親族関係その他政令で定める特殊の関係がある者に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、理事等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

三 事業報告書、財産目録、貸借対照表、收支計算書、理事等の報酬その他その活動の状況を明らかに

するものの公開を行つてること。

四 当該法人につき法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。

第一百五十条の二第一項中「協同組合等並びに」を「協同組合等及び第三十七条第十項（寄付金の損金不算入）に規定する認定公益目的法人（以下この項において「認定公益目的法人」という。）並びに」に改め、「市民公益法人」の下に「（認定公益目的法人であるものを除く。）」を加える。

（所得税法の一部改正）

第三条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項及び第二十五条第一項中「公益法人等及び」の下に「同条第七号の一に規定する市民公益法人並びに」を加える。

第七十八条第二項第二号中「設立された法人」の下に「、市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律（平成八年法律第 号）第三条第二項（定義）に規定する市民公益法人」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第四条 所得税法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「別表第一第一号に」を「次に」に改め、同項に各号として次のように加える。

一 別表第一第一号に掲げる法人

二 市民公益法人（市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律（平成八年法律第号）第三条第二項（定義）に規定する市民公益法人をいう。以下同じ。）のうち次に掲げる要件を満たすものとして当該市民公益法人に係る主務官庁の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から二年を経過していないもの（以下この条及び第七十八条第二項第四号（寄付金控除）において「認定市民公益法人」という。）

イ その運営組織が適正であること。

ロ その理事、監事その他これらの方に準ずる者（以下この号において「理事等」という。）、社員、設立者若しくは当該市民公益法人に寄付をした者又はこれらの者と親族関係その他政令で定める特殊の関係がある者に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、理事等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

ハ 事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、理事等の報酬その他その活動の状況を明らか

にするものの公開を行つてること。

二　当該市民公益法人につき法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。

第十一条に次の二項を加える。

5 認定市民公益法人は、第一項第二号の認定の取消しの処分を受けたときは、当該認定市民公益法人が受ける第一百七十四条各号に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配並びに報酬及び料金につきその取消しの日以後最初に支払がされる日までに、その旨その他大蔵省令で定める事項を記載した届出書をその支払をする者に提出しなければならない。

第二十四条第一項及び第二十五条第一項中「同条第七号の二に規定する」を削る。

第七十八条第一項中「こえるときは、そのこえる」を「超えるときは、第一号に掲げる」に改め、同項第一号中「百分の二十五」を「百分の五十」に、「こえる場合」を「超える場合」に改め、同条第二項第二号中「市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律（平成八年法律第 号）第三条第二項（定義）に規定する」を削り、同項に次の二号を加える。

四 民法第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人（市民公益法

人を除く。以下この条において「民法法人等」という。）のうち次に掲げる要件を満たすものとして当該民法法人等に係る主務官庁の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から二年を経過していないもの（以下この条において「認定民法法人等」という。）及び認定市民公益法人に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄付金であつて当該法人の特定口座（当該法人が大蔵省令で定めるところにより主たる事務所の所在地の所轄税務署長にあらかじめ届け出た郵便局（簡易郵便局を含む。）又は金融機関で政令で定めるものの口座をいう。）を通じてされたもの（前二号に規定する寄付金に該当するものを除く。）

イ その運営組織が適正であること。

ロ その理事、監事その他これらの方に準ずる者（以下この号において「理事等」という。）、社員、設立者若しくは当該民法法人等に寄付をした者又はこれらの者と親族關係その他政令で定める特殊の關係がある者に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、理事等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

ハ 事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、理事等の報酬その他その活動の状況を明らか

にするものの公開を行つてること。

二　当該民法法人等につき法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。

第一百九十条第二号中亦をへとし、ニを亦とし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　その年中に支出した第七十八条第一項（寄付金控除）に規定する特定寄付金の額（その額の合計額が十万円を超える場合を除くものとし、その居住者がその年において提出した給与所得者の寄付金控除申告書に記載され、かつ、第一百九十六条の二第二項（特定寄付金である旨等を証する書類の提出等）に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）につきその年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等に係る所得以外の所得がないものとして第七十八条の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

第一百九十六条の次に次の一条を加える。

（給与所得者の寄付金控除申告書）

第一百九十六条の二　国内において給与等の支払を受ける居住者は、第一百九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号ハに規定する特定寄付金の額に係る控除を受けようとする場合には、そ

の給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該給与等の支払者の氏名又は名称

二 その年中に支出した第七十八条第一項（寄付金控除）に規定する特定寄付金の額

三 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を提出する居住者は、政令で定めるところにより、その年において同項第二号に規定する特定寄付金の額につき、その寄付金が第七十八条第二項に規定する特定寄付金である旨及びこれを支出した旨を証する書類を提出し又は提示しなければならない。

3 第一項の規定による申告書は、給与所得者の寄付金控除申告書という。

第一百八十九条中「第一百九十六条」を「第一百九十六条の二」に改める。

（相続税法の一部改正）

第五条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項及び第六十六条第四項中「公益法人等」の下に「、同条第七号の二に規定する市民公益法人」を加える。

（地価税法の一部改正）

第六条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 市民公益法人 法人税法第二条第七号の二（定義）に規定する市民公益法人をいう。

第二条第八号中「（定義）」を削る。

第六条第四項中「人格のない社団等」を「市民公益法人又は人格のない社団等」に改める。

第七条 地価税法の一部を次のように改正する。

第六条第二項各号列記以外の部分中「公益法人等が」を「公益法人等及び認定市民公益法人（市民公益法人のうち法人税法第三十七条第十項に規定する認定公益目的法人であるものをいう。以下この条及び第三十三条において同じ。）が」に改め、「当該公益法人等」の下に「及び認定市民公益法人」を加え、同

項第一号及び第二号中「公益法人等」の下に「又は認定市民公益法人」を加え、同条第三項中「公益法人等」の下に「認定市民公益法人」を加え、同条第四項中「又は人格のない社団等が」を「（認定市民公益法人であるものを除く。以下この項において同じ。）又は人格のない社団等が」に改める。

第三十三条中「及び公益法人等」を「並びに公益法人等及び認定市民公益法人」に改める。

（消費税法の一部改正）

第八条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表司法書士会の項の次に次のように加える。

市民公益法人	市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律（平成八年法律第号）
--------	--

（租税特別措置法の一部改正）

第九条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の十第四項第二号中「公益法人等及び」の下に「同条第七号の二に規定する市民公益法人並びに」を加える。

第四十条第一項中「設立された法人」の下に「、市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律（平成八年法律第 号）第三条第二項に規定する市民公益法人」を加える。

第四十一条の十六を次のように改める。

（ボランティア活動に関する費用を支払った場合等の寄附金控除の特例）

第四十一条の十六 居住者又は居住者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものが国若しくは地方公共団体又は民法第三十四条の規定により設立された法人、市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律第三条第二項に規定する市民公益法人その他公益を目的とする事業を行う法人（次項において「公益目的法人」という。）の行う教育の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、環境の保全、災害救助、国際協力その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定める活動に無償で人的役務を提供し、居住者が当該人的役務の提供のために通常必要と認められる交通費、宿泊費その他の費用として政令で定めるものを支払った場合には、当該支払った金銭は、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金（次項において「特定寄附金」という。）とみなして、同法の規定を適用する。

2 居住者が国若しくは地方公共団体又は公益目的法人の行う教育の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、環境の保全、災害救助、国際協力その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定める活動について当該国若しくは地方公共団体又は公益目的法人の要請を受けて自己又は自己の親族と政令で定める特別の関係を有しない者を無償で自己の居住する家屋に、政令で定める期間以上滞在をさせた場合には、当該滞在のために通常必要となる費用の額として政令で定めるところにより算出した額の特定寄附金の支出をしたものとみなして、同法の規定を適用する。

第四十一条の十七第二項中「（前項）を「（前条及び前項）」に改める。

第四十二条の四第一項、第四十二条の九第六項第一号及び第五十四条第五項第二号中「公益法人等及び」の下に「同条第七号の二に規定する市民公益法人並びに」を加える。

第六十二条第四項第一号中「又は」を「若しくは市民公益法人（同条第七号の二に規定する市民公益法人をいう。）又は」に改める。

第六十八条の六中「除く。」の下に「及び同条第七号の二に規定する市民公益法人（小規模な法人として政令で定める法人を除く。）」を加える。

第十条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条の三第六項、第八条の三第二項及び第九条の二第一項中「所得税法別表第一第一号に掲げる」を「所得税法第十一条第一項に規定する」に改める。

第四十一条の九第二項中「又は外国法人（所得税法別表第一に掲げる法人並びに第八条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定する証券業者等）を「（所得税法第十一条第一項に規定する内国法人又は第八条第一項に規定する金融機関若しくは同条第二項に規定する証券業者等（以下この項において「金融機関等」という。）であるものを除く。次項及び第四項において同じ。）又は外国法人（同法別表第一第二号に掲げる外国法人又は金融機関等であるもの」に改める。

第四十一条の十六中「同法の規定」の下に「（第百九十一条及び第一百九十六条の二を除く。）」を加える。

第四十一条の十七第一項中「、同法の規定」の下に「（第百九十一条及び第一百九十六条の二を除く。）」を加え、同条第二項中「百分の二十五」を「百分の五十」に、「残額」が「残額。以下同じ。」が「に、「その超える金額」を「当該政党等に対する寄附金の額の合計額」に改め、同条第六項中「前三項」

を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

- 6 第一項及び第二項の規定の適用がある場合における所得税法第七十八条第二項の規定の適用について
は、同項第四号中「規定する寄付金」とあるのは、「規定する寄付金及び租税特別措置法第四十一条の
十七第一項各号に掲げる団体に対する寄付金」とする。

第七十条第一項中「定めるもの」の下に「、所得税法第十一条第一項第二号に規定する認定市民公益法人若しくは同法第七十八条第二項第四号に規定する認定民法法人等（次項において「特定公益増進法人等」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する政令で定める法人で同項」を「特定公益増進法人等で前項」に、「同項に規定する政令で定める法人」を「特定公益増進法人等」に、「その公益」を「当該特定公益増進法人等の公益」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律（平成八年法律第
号）の施行の日から施行する。ただし、第六条の規定は平成九年一月一日から、第二条、第四条、第七

条及び第十条並びに次条第二項、附則第三条から附則第五条まで、附則第七条及び附則第八条の規定は平成十年一月一日から施行する。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 第一条の規定による改正後の法人税法の規定は、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの法律の施行の日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下同じ。）又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2 次条に定めるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法の規定は、法人の平成十年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び同日前の解散又は合併によ

る清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(寄付金の損金算入に関する経過措置)

第三条 第二条の規定（法人税法第三十七条第三項第三号の改正規定）（「に係る損金算入限度額をこえる場合には、当該損金算入限度額に相当する金額」を「の所得の金額の百分の五に相当する金額から当該事業年度に係る損金算入限度額（当該損金算入限度額が当該百分の五に相当する金額を超える場合には、当該百分の五に相当する金額）を控除して得た金額を超える場合には、当該控除して得た金額」に改める部分を除く。）に限る。）による改正後の法人税法第三十七条第三項第三号の規定は、法人が平成十年一月一日以後に支出した寄付金の額について適用し、同日前に支出した寄付金の額については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の法人税法第三十七条第十項から第十二項までの規定は、平成十年一月一日から適用する。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第四条 次条に規定するものを除き、第四条の規定による改正後の所得税法の規定は、平成十年分以後の所

得税について適用し、平成九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(公共法人等に係る非課税に関する経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の所得税法第十一条第一項の規定は、内国法人が平成十年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第百七十四条各号に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配並びに報酬及び料金（以下この条において「利子及び配当等」という。）について適用し、同日前に支払を受けるべき利子及び配当等については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税法の特例に関する経過措置)

第六条 第九条の規定による改正後の租税特別措置法第四十一条の十六第一項の規定は、この法律の施行の日以後に個人が支払った同項に規定する金銭について適用する。

2 第九条の規定による改正後の租税特別措置法第四十一条の十六第二項の規定は、この法律の施行の日以後に個人が同項に規定する滞在をさせた場合について適用する。

第七条 第十条の規定による改正後の租税特別措置法第四十一条の十六及び第四十一条の十七の規定は、平成十年分以後の所得税について適用し、平成九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正に伴う相続税法の特例に関する経過措置)

第八条 第十条の規定による改正後の租税特別措置法第七十条の規定は、平成十年一月一日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百六十条の二第十六項中『同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等」を『同条第二項第一号中「普通法人」とあるのは「普通法人」に、『を除く。』と、同条第四項』を『を含む。』』と、同項第二号中「普通法人」とあるのは「普通法人（地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を含む。）」と、同項第三号並びに同条第三項及び第四項』に改める。

(建物の区分所有等に関する法律の一部改正)

第十条 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第十項中『場合には同条第三項』を『場合には同条第二項第一号及び第一号中「普通法人」

とあるのは「普通法人（管理組合法人を含む。）」と、同項第三号並びに同条第三項】に改める。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第十一條 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中『同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等」を『同条第二項第一号中「普通法人」とあるのは「普通法人」に、『を除く。』』と、同条第四項】を『を含む。』』と、同項第二号中「普通法人」とあるのは「普通法人（法人である政党等を含む。）」と、同項第三号並びに同条第三項及び第四項】に改める。

理 由

市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律の施行により市民公益法人制度が創設されることに伴い、法人税、所得税、相続税及び贈与税、地価税並びに消費税について市民公益法人に係る規定を整備するほか、最近の社会情勢にかんがみ、国及び地方公共団体以外の者が行う公益活動を推進するため、ボランティア活動に関する費用を支出した場合の所得税の寄付金控除の特例の措置を講じるとともに、所得税の寄付金控除について限度額の引上げ及び対象寄付金の拡大並びに法人税の寄付金の損金算入について一般寄付金以外の寄付金の損金算入の限度額の算定方法の変更及び対象寄付金の拡大の措置を講じる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、平成八年度において約三百七十億円、平成九年度において約九百二十億円、平成十年度以後の各年度において約一千二十億円の見込みである。